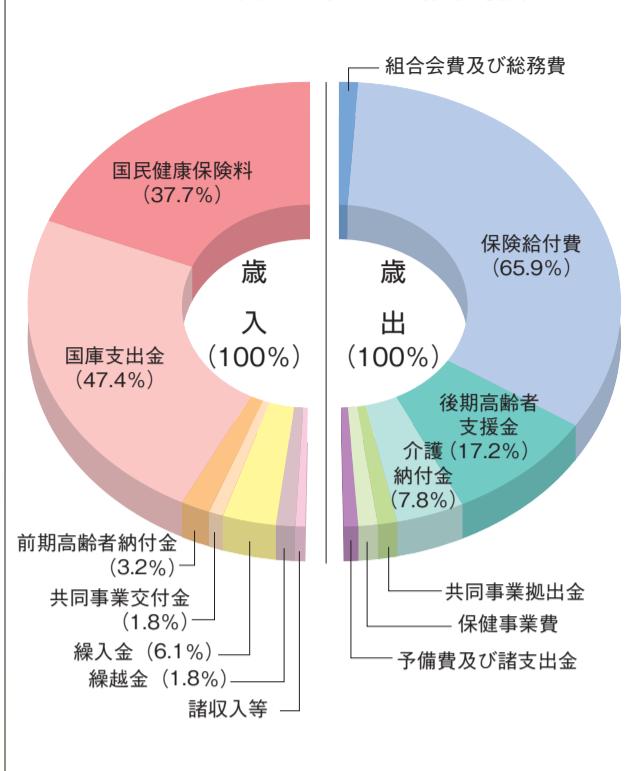


グラフで見る歳入・歳出規模



歳入

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,440,830	1,398,078	42,752	37.7
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,809,901	1,779,219	30,682	47.4
4. 前期高齢者交付金	121,035	2	121,033	3.2
5. 県支出金	2	2	0	0.0
6. 共同事業交付金	69,469	73,690	△4,221	1.8
7. 財産収入	25	35	△10	0.0
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 緑入金	233,765	309,000	△75,235	6.1
10. 緑越金	67,153	32,714	34,439	1.8
11. 諸収入	80,203	141,676	△61,473	2.1
歳入合計	3,822,385	3,734,418	87,967	100.0

歳出

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,400	4,355	45	0.1
2. 総務費	102,748	104,150	△1,402	2.7
3. 保険給付費	2,518,503	2,435,972	82,531	65.9
4. 後期高齢者支援金	657,352	607,217	50,135	17.2
5. 前期高齢者納付金	40	40	0	0.0
6. 老人保健拠出金	2	13	△11	0.0
7. 介護納付金	298,053	290,790	7,263	7.8
8. 共同事業拠出金	86,920	92,183	△5,263	2.3
9. 保健事業費	77,307	80,568	△3,261	2.0
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	1,402	45,484	△44,082	0.0
13. 予備費	75,556	73,544	2,012	1.9
歳出合計	3,822,385	3,734,418	87,967	100.0

平成三十一年度予算総額二八億一一三八万五千円

平成三十一年度
長建国保の
健事業

に対する補助を行います。

鍼灸マッサージ施術
費助成

組員が長建国保の指定

施術院で鍼・灸等の施術を

受けられる場合、事前に手

取りを行った場合は、長建

國保によりその費用の一部補

助を行います。

被保険者組合員及び配偶

者の方を対象に、一泊二日

を図るため、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

特定健診の受診率の向上

を図るために、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

特定健診・保健指導の受診向上と、人間ドック健診や各種助成(補助)事業等の保健事業を実施いたします。

本年度は、特定健診・保健指導の受診向上と、人間ドック健診や各種助成(補助)事業等の保健事業を実施いたします。

被保険者組合員及び配偶

者の方を対象に、一泊二日

を図るため、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

特定健診の受診率の向上

を図るために、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

被保険者組合員及び配偶

者の方を対象に、一泊二日

を図るため、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

特定健診の受診率の向上

を図るために、県下七百の医

療機関で受診することができます。

また、日曜日の巡回健診も実施いたします。

被保険者組合員及び配偶

者の方を対象に、一泊二日

を図るため、県下七百の医

各種届出・申請の際 お願いしています

個人番号(マイナンバー)制度は、平成二十九年一月より国と地方自治体との間で情報連携がスタートし、同年七月からは長建国保等の医療保険者等も含めて資格等の情報連携が開始される予定でしたが、国のシステム等に不具合が発生したため、当初予定していた事務手続きの簡素化が延期されている状況です。国保事務局としては情報連携の本格スタートに向けて行政等の指導に基づき対応してまいります。

各種届出・申請については、当分の間は現行通りの手続きをお願いすることになりますのでご理解とご協力ををお願い致します。

■所定の手続きには個人番号を

- 個人番号制度に基づき、資格関係に係る手続きや、給付申請(○療養費支給申請、○限度額適用認定証交付申請、○高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付申請等)の際には組合員並びに
- 限度額適用認定証交付申請、○高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付申請
- (②「個人番号が記載された住民票謄本」と「①記載のアカのいずれかの書類」)
- (③「個人番号カード」)(顔写真付)

個人番号(マイナンバー)制度は、平成二十九年一月より国と地方自治体との間で情報連携がスタートし、同年七月からは長建国保等の医療保険者等も含めて資格等の情報連携が開始されると予定でしたが、国のシステム等に不具合が発生したため、当初予定していた事務手続きの簡素化が延期されています。

該当するご家族(被保険者)の個人番号の記載が必要となります。個人番号を利用される際には、他人への成りすましや不正使用の防止のため、運転免許証等による本人確認をさせていただいています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■個人番号ご提供の際には、次の①～③のいずれかの書類を組合へお持ち下さい。

- ①「通知カード」と「左記アカのいずれかの書類」
- ア、運転免許証
- イ、パスポート
- ウ、身体障害者手帳
- エ、精神障害者保健福祉手帳
- オ、療養手帳
- カ、在留カード
- キ、特別永住証明書等
- ク、官公署が発行する書類

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用ゆうちょ口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のゆうちょ銀行(郵便局)の通帳 ・建設業に従事している証明書類(別途お問い合わせ下さい。) ※扶養家族がある方(該当する場合のみ) ・民生委員による無職である確認(証明)書 ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書・被爆者手帳など	—
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・民生委員による無職の確認書	その都度
○家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・住民票謄本・民生委員による無職の確認書・会社の退職日がわかるもの	14日以内
○出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(被保険者全員分)	直ちに
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(※転出の場合は住民票謄本要)	その都度
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本要	その都度
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	・被保険者証(被保険者全員分)・住民票謄本	14日以内
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに
○修学のため自宅を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度
○介護、福祉施設等に長期入所(入園)する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所(入園)証明書	その都度
○70歳に達するとき(高齢受給者証の交付申請)	基準収入額適用申請書	・70歳に達する方の所得(課税)額がわかる書類 (市町村の所得(課税)証明書、又は確定申告書の写等)	その都度
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに

○添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建工具	木工	表工具	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工
住宅機器	測量士	設備工	建設事務

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない組合ではありません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種が確認できる書類の提出や自宅訪問を行ななど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点での加入資格を失うので組合に届出するよう周知に努めています。

更に、厚生労働省の指導に基づく組合員の職種の再点検調査

私達の命綱である長建国保の健全運営につきまして仲間の皆さんのご理解とご協力をお願い致します。

長建国保は、建設労働者職人の組合で、ある組合員のための国保です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員ご家族の皆様の理解と協力は必要不可欠です。

加入資格の適正化対策
II 職種の点検調査を強化



但し、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書(別表)を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所に提出し、同所の

健康保険法により法人事業所(従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。)については、社会保険(健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半)の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出(加入)が義務付けられています。

但し、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書(別表)を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所に提出して下さい。

●健康保険適用除外の承認を受けている事業所が新たに雇用する従業員を長建國保に加入させようとする場合

●健康保険適用事業所が長建國保の組合員を雇用した場合

【申請は事実発生から十四日以内】

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から十四日以内に年金事務所に提出しなければなりません。

●未申請者は資格喪失

この健康保険適用除外の承認をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなされ、長建國保の組合員(被保険者)の加入資格を喪失させていただきます。

●未提出者は資格喪失へ

昨年三月に実施しました。組合員就労状況調査(組合員資格再点検調査)につきましては、調査対象組合員(平成二十九年十一月三十日現在の加入者)の皆様には「建設業に従事していることを証明する書類」の提出をお願いしているところです。まだ提出されていない組合員の方は、早急に所属支部へ必ず提出して下さい。

●組合員就労状況調査で、組合員加入資格(建設従事者)の適用が適正に行われているか等を再確認するため、隔年毎(三年に一度)の被保険者証の更新時期にあわせて三月に実施されています。

調査では、所定の調査票に就労形態等を記入の上、加入資格(職種)を確認します。

この調査は、厚生労働省の指導に基づき行われる調査で、組合員加入資格(建設従事者)の適用が適正に行われているか等を再確認するため、建設業に従事していることを証明する書類を添付して組合へ提出していただきます。次回調査を再来年三月に予定していますので調査の際には組合員の皆様ご協力をお願いします。

健康保険適用除外の承認が必要です

法人事業所は



【建設業に従事していることを証明する書類例】

◆下記に示す証明書類例のいずれか1つの写しを提出して下さい。

- ①建設業許可業者の通知書
(許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの)
- ②会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書
(建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの)
- ③電気工事等の業者登録証
(建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの)
- ④得意先からの発注書、又は工事請負契約書
(直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの)
- ⑤請求書並びに領収書控
(直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの)
- ⑥労働保険加入証明書
(建設業である職種、加入期間の記載があるもの)
- ⑦健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
(事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ⑧健康保険適用除外承認証
(事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ⑨所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表
(電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ⑩所得税確定申告書Aの第2表
(電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので「給与の支払者の氏名・名称欄」に「〇〇建設」などの建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ⑪源泉徴収票
(「給与の支払者欄」に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの)
- ⑫一人親方労災保険加入証明書(建設業である職種、加入期間の記載があるもの)
- ⑬事業主が証明した就労(雇用)証明書
(事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの)
- ⑭その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

※注意事項

- (1)証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。
- (2)所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のものを提出して下さい。
- (3)資格証や修了証等で期間更新制ではないもの、工事見積書は、証明書類に該当しませんのでご注意下さい。
- (4)証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

証明書類の提出はお済ですか?

■未提出者は資格喪失へ

平成三十年実施就労状況(職種)調査

組合員就労状況調査

■次回調査は平成二〇二一年実施

